

資格等取得支援制度ができました！

茨城県理学療法士会における障害者相談支援事業開設事業の一環として資格取得や維持のための講座を受講する方に補助金を給付します。

この度本会では、自立支援型の地域包括ケアシステムを推進するため、北茨城市に次いで、筑西市に2か所目となる地域自立支援センターを開設し、障害者相談支援事業所を基盤とした活動を計画しております。その為、障害者相談支援従事者および関連資格を現在有する方や取得を希望する方に是非とも従事して頂きたいと思っています。

資格取得・更新に関する講座受講等をお考えのあなた！
事務所にお問合せください。

○IPTAの資格等取得支援制度概要

Q 財源は？

日本理学療法士協会都道府県機能強化モデル事業費の一部を充てます。

なお、本支援制度への費用上限は500,000円を予定しております。

Q 補助をうける条件は？

本会会員・非会員は問いません。ただし会員が優先され、補助額も優遇されます。

研修修了により資格取得・更新後、茨城県理学療法士会の地域自立支援センター職員として、今回取得・更新した資格を活用し、各種事業開設・運営を中心的に担っていただき、1年間以上従事することを承諾、誓約して頂ける方が原則です。

Q 対象になる講座は？

◎障害福祉の資格取得・更新に必要な研修受講費支援

①障害者相談支援従事者（初任者）研修受講費

*今年度の要項は、<http://www.csw-iba.org/index.php?QBlog-20180620-2>
（茨城県社会福祉士会 HP）をご確認ください。【申込締切 7/20（金）】

②サービス管理責任者研修受講費

*今年度の要項は、<http://www.harness.jp/information-1.html>
（茨城県心身障害者福祉協会 HP）をご確認ください。【申込締切 7/20（金）】

③相談支援相談専門員現任研修受講費

◎介護支援専門員の資格取得・更新に必要な研修受講費支援

①介護支援専門員実務研修受講試験受験料

②介護支援専門員実務研修受講費

③介護支援専門員更新研修受講費

④主任介護支援専門員研修受講費

⑤主任介護支援専門員更新研修受講費

⑥介護支援専門員実務未経験者再研修費用

◎その他の研修への受講支援

障害福祉および介護保険等各種法令で、事業の継続に必要となる資格の取得や維持に係る研修

Q 補助される金額は？

本会会員 : 50,000 円を上限に、研修会受講料、受験（検）料、交通費、宿泊費、書籍代の実費を補助いたします。

本会非会員 : 25,000 円を上限に、研修会受講料、受験（検）料、交通費、宿泊費、書籍代の実費を補助いたします。

なお、交通費、宿泊費につきましては、本会規程によるお支払いとなります。

Q 補助をもらえる時期は？

- ・原則として事後精算となります。研修終了後3カ月以内にかかった経費を申請して下さい。その際領収書の添付が必要となりますので、「公益社団法人茨城県理学療法士会」の宛名で頂いて下さい。
- ・研修会前に仮払いをご希望の方は、別途ご相談下さい。

Q 問い合わせ・申請方法は？

メールにて下記の要領でお問い合わせ・ご申請下さい。

件名：資格等取得支援制度について

アドレス：toiawase@pt-ibaraki.jp

本文：①氏名、②職種、③会員/非会員の別（会員の場合会員番号を記載）、④勤務先、⑤連絡先電話番号、⑥連絡先アドレス、⑦取得支援を希望する資格、⑧問い合わせ内容を記載

Q 取得支援の決定方法・決定時期は？

申請内容を本会常任理事にて検討し、申請より3週間以内に支援の可否をメールにてお知らせいたします。

なお、必要に応じ面談を行うことがございますので予めご承知おき下さい。その場合、面談実施日から3週間以内に支援の可否をメールにてお知らせいたします。

Q 申請期限は？

2018年10月31日（水）まで

【問い合わせ・申請先】

公益社団法人茨城県理学療法士会

事務局 河野

〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35

TEL 029-353-8474

FAX 029-353-8475

E-mail toiawase@pt-ibaraki.jp